参考資料　１

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備）の事業評価の実施について

１　生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備）とは

市内の交通事業者が、国の補助事業である地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業（バリアフリー化設備等整備事業））を活用し、福祉タクシーやユニバーサルデザインタクシー（ＵＤタクシー）などを導入する場合に必要となる計画です。

本市では、平成３０年１月１２日に生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備）を策定しています（参考資料２）。

２　生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備）の事業評価について

地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた事業については、毎年度、協議会自らによる事業の実施状況の確認及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、自己評価の結果を平成３１年１月１８日までに北海道運輸局に報告するとともに、ホームページ等において公表することとなっています。